

平成25年9月30日

教育委員会第9回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第9回定例会記録

◇開会年月日 平成25年9月30日（月曜日）

午後 1時33分開会

午後 2時37分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	委員	窪木 好文 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	佐藤 和夫 君	事務局 次長	木村 伸 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	真保 洋 君	副参事 (主任 指導主事)	宍戸 健悦 君
教育総務課 長	末永 秀夫 君	学校教育課長兼 市立高等学校 統合準備室長	山田 元郎 君
学校管理課 長	狩野 之義 君	生涯学習課 長	細目 恵寿 君
体育振興課 長	橋本 淳 君	学校施設整備 室長	柏 春雄 君

◇書 記

教育総務課 長 補佐	鈴木 憲 君	教育総務課 長 査	山内 龍一郎 君
教育総務 課主査	多田 恭子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・大川小学校遺族との話合いについて
- ・陶芸丸寿かんけい丸の寄附について
- ・牡鹿交流センター室内プールの利用休止の試行について

報告事項

- ・報告第11号 専決処分の報告について
 - 専決第13号 石巻市河北総合センター条例及び石巻市多目的ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例
 - 専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
 - 専決第15号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第7号）
(教育委員会の事務に係る部分)

審議事項

- 第35号議案 (仮称) 石巻東学校給食センター基本計画案について
- 第36号議案 石巻市多目的ふれあい交流施設管理規則の一部を改正する規則

その他

午後1時33分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、ただいまから平成25年第9回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は窪木委員にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） 本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項の専決処分の報告が3件、審議事項が2件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長からご報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 大きく2点お話をさせていただきます。

1つ目は、大川小学校ご遺族との話し合いについては、この後、学校教育課長よりご報告いたします。

石巻市議会第3回定例会における内容について報告をいたします。

一般会計補正予算及び条例の一部改正等につきましては、この後の報告事項で行います。

私からは、環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話しします。

環境教育委員会では、学校防災検証事業費の経過について報告いたしました。1つは、9月8日にご遺族との話し合いを行い、今後も機会を設け、ご遺族の意向を踏まえながら対応してまいりますということを答えております。2つ目は、搜索について、経費については今回の補正予算で計上し、今後も関係機関の協力を得ながら継続して進めていきますということを答えています。3点目は、大川小学校事故検証委員会について、8月24日に第4回が開催したことを報告しています。なお、先週土曜日に行われる予定でありました第5回検証委員会は、調査分析に時間が必要とのことから、10月20日に延期されております。

次に、19日から行われました一般質問でございますが、26人質問がありまして、教育関係は9人からありまして、主な内容は次のとおりでございます。

1つは、大川小学校関係について、2つ目は児童・生徒を取り巻く環境の変化への対応につ

いてということで4項目についてありました。

1つは、インターネット依存の実態、不登校児童・生徒の実態と対応、体罰教職員への指導について、それから通学路の危険個所の再認識と防犯対策についてというような内容でございました。3番目は、子供の学力問題、それから全国学力・学習状況調査の結果についてということで平均点等を公表しております。それから、英語教育についてということで4点目、5点目が桜坂高等学校の教育方針、教育課程の特色についてということでありました。6点目が山下屋内運動場の整備について、7点目が新学校給食センター建設計画について、次に学校における国旗、市旗の掲揚についてということでございます。それから、2020年東京オリンピック開催についてということで、所感を求められ、今後の振興策について等、話し合いを進めます。最後に、湊小学校と湊中学校で現在工事が進んでおりますが、その内容及び統合における課題についてというふうな質問がありました。

以上が主な内容であります。

以上で終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、質問等はありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、なければ、次に進みます。

大川小学校遺族との話し合いについて

○委員長（阿部邦英君） 大川小学校遺族との話し合いについて、宍戸副参事から報告をお願いいたします。

○副参事（主任指導主事）（宍戸健悦君） それでは、表紙番号2、一般事務報告資料1ページをごらんいただきます。

大川小学校遺族との話し合いについてご説明を申し上げます。

去る9月8日日曜日午後1時から河北総合センターにおいて、通算8回目になる大川小学校ご遺族との話し合いを開催いたしました。出席者は遺族の要望を入れて亀山市長、今野前事務局長ほか震災当時に教育委員会事務局にいた職員などの出席をいただき、遺族のほうは19世帯31人の出席がありました。今回は宮城県教育委員会、鈴木洋義務教育課長の進行により、ご遺族からの質問を受ける形の話し合いで、午後5時半まで4時間を超える話し合いとなりました。

主な質疑の内容について申し上げます。

まず、ご遺族との話し合いが昨年10月以降、10カ月間中断していた理由はということにつ

きましては、新たに第三者による検証委員会を立ち上げた中で、検証とは別の場で全体との話し合いを持つというのはふさわしくないと判断し、何か別の形でできないかというようなことを遺族の代表と模索していたところで、結局開催ができなかったということでもあります。

また、今後の話し合いの継続ということにつきましては、検証委員会の調査とのかかわりにも十分配慮しながらご遺族の意向を伺う場を継続して持ちたいという考えから、次回開催を11月に持つことを提案させていただいております。

次の6月4日の説明会について、今野前事務局長が出席したこともあり、平成23年6月4日に開催した説明会に関する質問が多く寄せられております。当時の教育委員会事務局での状況についてご返答をいただきました。また、人災という考え方について、教育長に対してはこれまでもありましたが、繰り返しになる質問がありました。

さらに、大川小学校のご遺族に対する心のケアについて、これまでどのような対応経過だったのかという質問や、唯一生存している教員に関する質問など、全体としてはこれまでの話し合いで既に出され、なかなか納得いただけない事項に関する質問が多くありました。

また、話し合いの中で震災直後の対応について出ましたが、教育長のほうから十分な対応ができなかったということについては、これまでも謝罪しておりますが、市長のほうからも直後の対応について改めてお話があり、ご遺族からの不信感や溝を払拭するために、今後も話し合いを継続していく意向をお示しいたしました。

現在は次回話し合いの日程について調整しているところであります。

以上でご報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ありましたらお願いします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 繰り返し説明をしているということで、内容等は、4時間ということですが、ここに出席者数、遺族側31名ということは、これはこれまで8回行われてきて、繰り返し同じような質問が出ているということは出席している方が違うんですか、それともずっと同じような方たちなんですか、その辺。

○委員長（阿部邦英君） 副参事、お願いします。

○副参事（主任指導主事）（宍戸健悦君） 出席している方々の数は、若干ずつ変化はしてきましたけれども、おおむね同じような方々であります。ただ、同じ方が同じような質問をというよりは、お互いの中でやはり疑問に思うところが共通にしているというようなことで、なかなかご理解がいただけない部分という部分があると思います。

○委員（今井多貴子君） はい、わかりました。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に進んでよろしいですか。

（「はい」との声あり）

陶芸丸寿かんけい丸の寄附について

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に陶芸丸寿かんけい丸の寄附についてです。

生涯学習課長から報告をお願いいたします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） それでは、陶芸丸寿かんけい丸の寄附についてご報告申し上げます。

表紙番号2の3ページをごらん願います。

陶芸丸寿かんけい丸は木造3階建て、外壁がタイル張りの外観でございまして、全国的に知られております。震災により一部破損し、貴重な歴史的建造物が失われるおそれがあると思われていましたところ、所有する法人から寄附の打診がございました。貴重な文化財でありますことから庁内において慎重に検討を重ね、簡易な文化財調査を実施しましたところ、構造体は大きく傷んでおらず、改修工事で保存が可能であるとの結果が出ております。これまで所有法人側と協議をしましてまいりましたが、このたび寄附を受ける諸条件が整いましたので、寄附の手続に入ろうとするものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

主な内容でございますが、名称は陶芸丸寿かんけい丸（旧観慶丸商店）で、所在地は石巻市中央三丁目6番9号でございます。構造形式は木造3階建て、建築年代は昭和5年、建物の面積は1階から3階まで合わせて853.44平方メートルとなっております。寄附者でございますが、株式会社陶芸丸寿かんけい丸でございます。土地につきましては、所有法人と協議の上、無償の地上権を設定、登記し、安定的な保存を図ることとしております。地上権設定期間は建物が存続する期間とすることとしております。この建物につきましては、現在3階において雨漏りが確認されておりましたので、寄附を受け次第、既定予算の中で雨漏りの応急的な修繕をしたと考えております。

建物の利活用についてでございますが、現時点では1階、2階とも基本的には展示スペースとし、1階はインフォメーション、震災展示、観慶丸展示、2階は毛利コレクション等の石巻の

歴史文化のサテライト展示とする方向で検討しております。

なお、木造3階建ての建物でございますが、特殊建築物となることから、一般市民が入れるのは2階までとなります。3階に関しましては原則バックヤードとし、イベントなどで限定的に見学会を実施する形での公開を想定しております。

今後の予定でございますが、来月中に寄附を受け、なるべく早く応急修繕を発注いたします。その後、建物詳細調査及び改修設計費を市議会第4回定例会に計上予定としております。設計が終わり次第、改修工事を行い、平成27年秋オープンを目指したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等はございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 特になければ、次に進みます。

牡鹿交流センター室内プールの利用休止の試行について

○委員長（阿部邦英君） 次に、牡鹿交流センター室内プールの利用休止の試行について、体育振興課長から報告をお願いいたします。

○体育振興課長（橋本 淳君） それでは、私から牡鹿交流センター室内プールの利用休止の試行についてご説明をいたしますので、表紙番号2の5ページをごらん願います。

現在、牡鹿交流センターにつきましては、毎週月曜日と年末年始を休館としているところでございますが、行財政改革の取り組みの一環として費用対効果やコストの削減等を検討した結果、プール利用者の極端に少ない期間であります10月から翌年の3月まで試行的に室内プールの利用休止を実施することとしたものであります。

このことによりまして、光熱水費で174万円、監視業務等委託料で183万7,000円の減、合わせて歳出では357万7,000円の減額となりますが、歳入におきましても使用料が29万9,000円の減額となることから、合計で327万8,000円の削減が期待されるところであります。

今年度の休止期間につきましては、平成25年10月1日から平成26年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） 期間限定ですね。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

報告第11号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に報告事項に入ります。

報告第11号 専決処分の報告についての専決第13号 石巻市河北総合センター条例及び石巻市多目的ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） はい。それでは、報告第11号 専決処分の報告についてのうち、専決第13号 石巻市河北総合センター条例及び石巻市多目的ふれあい交流施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成25年市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月29日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例案につきましては、9月26日付で市議会第3回定例会において可決されております。

石巻市河北総合センター及び多目的ふれあい交流施設遊楽館は、交流活動の普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため、それぞれ平成6年度、平成16年度に設置され、中核的な文化、芸術、体育施設としての市の直営により管理運営を行ってきましたが、多様化する市民ニーズを受け、より効率的かつ効果的な管理運営を行うため、指定管理者による管理ができるよう改正したものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の4ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表1ページをごらん願います。

第1条は、石巻市河北総合センター条例の一部改正について規定したものであります。

同条例中第4条のただし書きを削除し、休日の利用時間の延長を行い、利用者の利便性向上を図るものでございます。

同条例中第13条を第14条とし、第13条として指定管理者による指定ができる旨を定めたものであります。

同条第2項として指定管理者の業務内容を定め、同条第3項において指定管理者制度を導入した際の第4条から第10条までの読み替え規定を定め、同条第4項として利用料金は指定管理

者の収入になることを定めたものであります。

次に、第2条は、石巻市多目的ふれあい交流施設条例の一部改正について規定したものであります。

同条例中第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第14条として指定管理者による管理ができる旨を定めるものであります。

同条第2項として指定管理者の業務内容を定め、同条第3項において指定管理者制度を導入した際の第4条、第5条、第7条から第11条までの読み替え規定を定め、同条第4項として利用料金は指定管理者の収入になることを定めたものであります。

次に、附則であります。附則第1項は本条例の施行を平成26年4月1日とするもので、第2項、第3項は本条例の改正に伴う経過措置について規定したものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまのご説明に対しまして、ご質疑等がございますか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ、次に報告第11号 専決処分の報告についての専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長からよろしく申し上げます。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成25年市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月29日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例案につきましては、9月26日付で市議会第3回定例会において可決しております。

石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等につきましては、東日本大震災により被害を受けた方について、平成22年度の第二次募集に係る入学者選抜手数料、平成23年度分及び平成24年度分の入学者選抜手数料及び入学金並びに平成25年度の入学者に係る入学金及び同年度中の転入学等に係る入学者選抜手数料に限り徴収期限を変更し、または免除できるものと規定しておりますが、平成26年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金につきましても免除ができ

るよう条例を改正したものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の7ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表5ページをごらん願います。

附則第4項中「平成23年度分及び平成24年度分」を「平成23年度から平成25年度までの各年度分」に、「平成25年度分」を「平成26年度分」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を公布の日から施行しようとするものであります。

なお、入学者選抜手数料等の免除の取り扱いにつきましては、県内高等学校において統一を図る必要があることから、公立高等学校を設置している宮城県及び仙台市と同じ扱いとしております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等はございますか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ございませんでしたら、次に報告第11号 専決処分の報告についての専決第15号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、専決第15号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成25年市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月29日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本予算案につきましては、平成25年市議会第3回定例会において可決しております。

それでは、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に10億7,171万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億9,801万円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、24ページをごらん願います。

1項教育総務費、6目奨学資金基金費の1奨学資金基金費に343万8,000円を計上しておりますが、これは震災奨学金に対して寄せられた寄附金を奨学資金基金に積み立てるための経費を措置したものでございます。

次に、26ページをごらん願います。

2項小学校費、4目東日本大震災関係費の1須江小学校校舎増築事業費に800万円を計上しておりますが、これは工事請負契約締結後の設計単価の上昇及び当初想定していなかった地下埋設物撤去等により追加となる経費を措置したものでございます。

次に、2向陽小学校屋内運動場改築事業費に220万円を、38ページ、3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費の1小学校災害復旧費の工事請負費に3,320万円を計上しておりますが、これは工事請負契約締結後の設計単価の上昇及び当初想定していなかった汚泥処分費の増額により追加となる経費を措置したものでございます。

なお、本件については、42ページにおいて継続費の変更をあわせて行ってございます。

次に、28ページにお戻り願います。

3項中学校費、3目学校建設費の1住吉中学校空気調和設備機器等機能復旧事業費に231万円を計上しておりますが、これは防衛省補助申請に必要な調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、30ページをごらん願います。

4項高等学校費、3目東日本大震災関係費の1高等学校統合整備事業費に7,890万円を計上しておりますが、これは工事請負契約締結後の設計単価の上昇及び追加工事により追加となる経費を措置したものでございます。

なお、本件については、42ページにおいて継続費の変更をあわせて行っております。

次に、32ページをごらん願います。

5項幼稚園費、2目東日本大震災関係費の1湊こども園等移転新築事業費（幼稚園）に700万2,000円を、38ページ、1目公立学校施設災害復旧費の3幼稚園災害復旧費に1億6,274万2,000円を計上しておりますが、これは湊こども園移転新築事業に係る設計業務が完了したことから、工事費及び工事監理費等に要する経費を措置したものでございます。

なお、本件については、44ページにおいて繰越明許費の設定をあわせて行っております。

次に、34ページにお戻り願います。

6項社会教育費、3目公民館費の2公民館活動費に177万6,000円を計上しておりますが、これは公民館が中心となり町内会と連携して地域の諸問題解決への積極的な取り組みを行い、地域コミュニティの再生、元気が出る街への社会教育活性化支援プログラムの実施に要する経費を措置したものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費の1複合文化施設整備推進費に1,000万円を計上しております。

すが、これは被災した石巻文化センター、石巻市民会館の代替施設として博物館及び文化ホール機能を有する複合文化施設の基本構想の策定に要する経費を措置したものでございます。

次に、38ページをごらん願います。

1目公立学校施設災害復旧費の1小学校災害復旧費の需用費に4億800万円を、2中学校災害復旧費の需用費に1億8,650万円を計上しておりますが、これは被災した石巻小学校ほか23小学校及び住吉中学校ほか13中学校の復旧に要する経費を措置したものでございます。

次に、40ページをごらん願います。

4項その他公共施設・公用施設災害復旧費の2目その他公共施設災害復旧費の1にっこりサンパーク災害復旧費に1億4,600万円を計上しておりますが、これはにっこりサンパークテニスコートの復旧に要する経費を措置したものでございます。

次に、各施設において需用費の補正を行っておりますが、これは電気料金の値上げ及び燃料費の単価上昇などに伴い、光熱水費などの経費を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

8目教育使用料の1総合運動公園使用料に108万円を計上しておりますが、これは利用者の増加に伴い、見込まれる使用料を追加したものでございます。

次に、6ページをごらん願います。

5目教育手数料の1入学者選抜手数料では33万円を減額しておりますが、これは先ほどご説明申し上げました専決第14号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例に合わせて予算を減額したものでございます。

次に、8ページをごらん願います。

3目災害復旧費国庫負担金に2億2,868万1,000円を、10ページ、8目災害復旧費国庫補助金に1億304万2,000円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました小・中学校、幼稚園及びにっこりサンパークの災害復旧に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

次に、12ページをごらん願います。

4目教育費委託金に177万6,000円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました公民館活動費で実施する社会教育活性化支援プログラム事業に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

次に、14ページをごらん願います。

9教育費県補助金に112万3,000円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げま

した湊こども園移転新築事業に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

次に、16ページをごらん願います。

3目教育費寄附金では震災奨学金に対して寄せられた寄附金343万8,000円を、4目災害復旧費寄附金では震災のために寄せられた寄附金774万円を計上してございます。

次に、18ページをごらん願います。

8目東日本大震災復興交付金基金繰入金に2億6,534万円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました高等学校統合整備事業、複合文化施設整備推進事業に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

なお、高等学校統合整備事業については、東日本大震災復興交付金基金繰入金の充実に伴い、22ページ、7目教育債の1高等学校施設整備事業債の減額をあわせて行っております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、質疑等はございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、質疑なければ、次に審議事項に入ります。

第35号議案（仮称）石巻東学校給食センター基本計画案について

○委員長（阿部邦英君） 第35号議案（仮称）石巻東学校給食センター基本計画案についてを議題とします。

学校管理課長から説明をお願いいたします。

○学校管理課長（狩野之義君） それでは、ただいま上程されました第35号議案（仮称）石巻東学校給食センター基本計画案につきましてご説明申し上げますので、別冊の2をごらんいただきたいと思います。

本基本計画案につきましては、教育委員会内関係課職員や市内の5カ所の学校給食センターの職員で構成する策定委員会において議論をいたしまして、取りまとめた報告書をベースに策定したものでございまして、先月開催されました第8回定例会の際には素案の段階で協議事項として提案させていただきましたが、本日は最終案として取りまとめたものをご提案させていただきました。

なお、本日の説明につきましては、前回提案させていただきました素案からの変更点、あるいは基本的事項を中心とした概要の説明と、参考資料として配付させていただきました配置図を中心に説明をさせていただきますと思います。

それでは、基本計画案の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1章の石巻市の学校給食施設の現状と課題のうち、1の震災後の学校給食施設の現状と課題でございます。

それで、(1)の被災した学校給食施設の被害状況につきましては表のとおりでございます。湊の学校給食センター、渡波の学校給食センター、合計いたしまして2センターで6,953食つくってございました。それから、提供していた学校数については22校でございます。この2施設が被災を受けたというふうな状況です。

3ページ目の(2)のその他の学校給食施設の現状と課題でございますが、4ページ目をお開きいただきたいと思います。

4ページ目の上段の表でございますが、現在稼働している学校給食センター、5カ所でございます。特に老朽化が課題となっておりますのは住吉の学校給食センターが30年経過、牡鹿が29年経過でございます。石巻西の学校給食センターは34年経過でございますが、新センターが開設いたしましたら廃止予定でございます。

現在の稼働能力としては、住吉では約3,000食程度なんです。現在は3,710食をつくっているというふうな状況でございます。合計いたしまして、現在5つのセンターで1万3,001食を提供しているという状況です。

それから、5ページ目でございますが、第2章の学校給食運営の基本方針ということで、1番目として学校給食に求められている事項への対応ということで、7ページ目をお開きください。

上段の(2)ということで、アレルギー食の対応を今後当然していかなければならないというふうに考えてございます。アレルギー食を対応するその範囲でございますが、新センター開設当初は、新センターの受配校のみで対応してまいりたいというふうに思いますが、準備ができ次第、予定では平成30年の2学期あたりですが、全市的な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、アレルギー対応品目でございますけれども、アンケート調査の結果を後ほど説明させていただきますが、その調査結果による原因食品の1位が卵、2位が乳ですので、この2品目で対応してまいりたいというふうに考えております。その後、将来的に対応品目をふやしていくかどうかという検討をしていきたいというふうに思っております。

8ページ目をおひらきください。

9ページ目がアンケート調査の結果でございます。前回素案の説明のときから1欄ちょっと

ふやしてございます。左から5つ目になりますけれども、左のうち、食べてはいけないものがある児童生徒数という欄を加えてございまして、実際そのアレルギーの診断を受けているお子さんのうち、食べてはダメなものがある児童・生徒の数が小学校で218名、中学校で94名で合計312名いらっしゃいます。割合からいいますと、全児童・生徒の割合からいいますと2.8%でございまして、この数値は全国平均とほぼ同じ数値でございます。

それから、つづきまして、10ページ目をお開きください。

10ページ目の上段ですけれども、学校給食で活用する地場産品の考え方ということで、これにつきましては、石巻市には特に豊富な水産物がございまして、そういった水産物を使うような形でいろいろと取り組んでいきたいということと、それから内陸部にも多種多様な農畜産物もございまして、そういったものの地場産物の使用と、それから食育、そういったものを進めていきたいというふうに考えております。

それから、12ページ目に学校給食施設の運営方法ということで、これにつきましては、15ページ目をお開きください。

15ページ目の表でございまして、これにつきましては運営方法ということで、新しい学校給食センターについては、その調理業務あるいは食器等の洗浄業務、そういったものを直営で行うか、あるいは民間委託をしたほうがいいのかということで比較検討するための資料として作成したものでございます。

表3の上の表につきましては、石巻市の学校給食センターの人員費の平均額を入れてございます。素案の段階では、これは標準的な5つのセンターのうちの一つのセンターをそのまま入れていたんですが、今回、職員組合との協議等々を進める中で、やはり市内5カ所の職員人員費の平均値にするべきではないかというような協議がありまして、5カ所の平均値を入れさせていただきます。

それから、中の表が調理業務あるいは食器の洗浄業務をやった場合の、民間委託をした場合の業者からの見積もりを入れてございます。これについても、前回までは1社見積もりの部分を入れておりましたが、3社程度とって平均値を置いてほしいというような協議がございましたので、3社見積もりをとりまして平均値の数値を記載してございます。

その辺が前回との変更箇所でございます。17ページ目の上段のアンダーラインの箇所、これにつきましても、それに伴って表記を若干変えてございます。基本的な考え方については、また実際に表記を少し変えさせていただきました。

その結果に基づいてなんですが、17ページ目の表の下でございまして、新しい学校給食セン

ターの運営につきましては、（１）から（４）に明記させていただきましたように、食の安全・安心あるいはアレルギー対応食の提供、それから炊き出し拠点、水産加工品の活用など、そういったものを踏まえまして当面は直営で運営をしてまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、一方では、基本的にはやはり既存のセンターで新しい施設、例えば河南学校給食センター等におきましては、民間委託の検討を進めてまいらなくてはいけないというふうに考えております。

それから、19ページ目でございますが、第3章の新学校給食施設整備の基本的な考え方ということで、1の被災した学校給食施設の再建方法ですが、これにつきましては2つの施設を、これまでもお話ししてまいりましたが、1つの施設に統合集約して炊き出し拠点となるような災害に強い学校給食施設を整備してまいりたいというふうに考えております。

2番目の再建場所、敷地、整備スケジュール等でございますが、再建場所につきましては、これまで湊、渡波の学校給食センターが建っていた場所を、敷地面積が正規が約5,200平米ですので、7,000平米以上にちょっと拡張して整備をしたいというふうに考えております。

スケジュールは下の表のとおりでございますが、平成26年度から建築に入りまして、平成27年12月ぐらいまでに何とか整備をして、平成28年4月開設をしてまいりたいというふうに思っております。

20ページ目の3の給食施設設備の構成、規模、機能でございますが、施設面積につきましては3,356平米以内というふうなことで規定してございます。先ほど言いましたように、災害に強いような施設設計、災害対応できるような施設整備をしてまいりたいというふうに考えております。

（2）ということで、衛生管理基準に基づく、当然、施設整備はしてまいりますが、提供食につきましては、今まで2つのセンターが提供していた7,000食程度を提供できるような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、20ページ、21ページ目につきましては、これまでも記載してまいりましたとおりですが、これらその調理上の衛生管理を十分留意して整備をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、当然、汚染区域、非汚染区域の区分だったりとかドライ方式、そういったものの導入をしてまいりたいというふうに考えてございます。

引き続きまして、参考資料で配付させていただきました図面のほうを一旦ご説明をさせていただきます。

A3の図面になっておりますけれども、敷地がちょっとかぎ形になっておりますので、これはあくまでも参考として職員で検討した配置図案でございまして、南北方向に建物を配置してございます。上側が北側になります。

それで、開いていただきまして、1ページ目を見てください。

1階の部分の配置図がございまして、ちょっと見えにくいかもしれませんが、これが新しい給食センターの1階部分で、流利的なものをご説明いたしますと、左側のほうにプラットホーム、あるいは左の上のほうには肉・魚類の入荷室というふうなことになりますが、この辺のラインが入荷、それから検品のスペースになります。プラットホームには食材を業者さんが運んできますので、ここで受けまして、それぞれ肉・魚類の入荷室、あるいは野菜類、そういったもので分かれておりますので、入荷させて、それぞれ検品をしていくというふうな流れになります。

ちょっと見えにくいんですが、左上のほうの例えばE1とかE2というふうに記してありますが、これは油のタンクになります。揚げ物とか何かするんですね。それから、その隣のA7というのは、これはシンク、それからA6というのは消毒保管庫、そういったものを明確にしてございます。その入荷検品の右隣のほうが下処理室になっておりまして、下処理もそれぞれ行うような形になっております。上が肉・魚類、それから真ん中が野菜類です。その下には事務室があるというふうな配置になっております。

それから、この入荷室と、それから下処理室までが泥のついた野菜とか何かが入っていますので、汚染区域としての区分になりますが、その右隣、約中央部分のところ为学校給食センターの中核を占める調理室になります。ここは非汚染区域になりますので、全部塞いである。ただ、それぞれ扉みたいにあいているところがありますけれども、例えばAの48とかAの37、この部分がパスルールの冷蔵庫になっておりますので、下処理で上がって皮とかむいたものをこの冷蔵庫に入れて、隣の非汚染区域の調理室から取り出して煮たり焼いたりをするというふうなことです。

調理室の一番上のほう、真ん中ですが、E11というのが3つぐらいあります。これはスチームコンベクションと申し上げまして、大きいオーブンのようなものでして、物を焼いたり蒸したりするような機械になります。それから、Eの5番という機械がありますが、これは自動の揚げ物機になっています。それから、調理室の真ん中に丸い印が15個ほどあるんですが、5つずつ3列あります。これについては蒸気の回転釜です。ですから、汁物をつくったり、例えば肉ジャガとか、そういったものをつくったりするんですが、1つの釜で汁物であれば約1,000人分ぐらいつくれる、1つの釜です。それから、例えば固形物、肉ジャガとか、そういったも

のだと700人分ぐらいつくれるふうな容量になっています。

それから、この回転釜の下にはちょっと羽を生やしたようなD1と書いてあるものがありますが、これについては真空の冷却機ということでお浸しとか、そういったものをつくれる機械になっています。

それから、一番下には区画で囲んでありますが、アレルギー食の調理室というのが別個にあります、これは普通の調理室から区分してまして、とりあえずアレルギー物質が入らないようにというふうなことで区分をしております。

それから、この調理室の隣にちょっと四角いものがずっと並んでいますが、これはコンテナを指してまして、約7,000食のコンテナなので、80個分ぐらいあります。このコンテナの部分から、出発していくというふうなことになります。

コンテナの隣、一番右端にあるのがこれは洗浄機類です。回収してきた食器とかなんかを洗う場所になりますので、一番右端にあるGの12というのがコンテナ層の中でコンテナ洗浄機になります。それから、Gの11は食器類を洗うもの、それからGの8、左側になりますが、これが食缶とかを洗う洗浄機になっております。

右下には面積が入っておりますが、今のところ合計面積で3,487平米になっていますが、いろいろと協議検討して、もう少し縮小する予定でございます。

それから、次のページにまいりまして、2階の部分です。

これは給食センターの2階の配置図でございますが、2階につきましては、職員の休憩室が畳の部屋として男子と女子それぞれ配置しています。

それから、左側のほうに、左の上になりますけれども、見本検査室、栄養士実習室ということで台が3つ並んでいますが、これは調理台を示しております、5つのセンターの栄養士たちに集まっていただいて献立を検討したり、そういった際に一応使うスペースということで、なおかつせっかくの施設ですので、例えば施設開放をして料理教室とか、そういったものに使ってもらおうということも考えております。

それから、その隣がパーティションで区切っておりますけれども、防災備蓄倉庫ということで、災害時に対応できるようなスペースの確保をしていきたいと。

それから、調理室の吹き抜けのラインに見学窓というのが書いてございますけれども、これは、例えば小学校の子供たちが学校給食をつくる状態、つくっている状態を見られるようにしていますので、2階から1階の調理場が見えるようなスペースになっています。

それから、その隣が会議室兼多目的室とありますが、これは職員がおよそ60から70人ぐら

い、パートも入れまして多分いらっしゃいますので、毎日そのミーティングをするということになりますので、そのスペースだったりとか、あるいはやはり地域の方々に使っていただくような、開放できるようなスペースとして考えていきたいというふうに思っています。

以上が私の説明でございますが、7月の10日、それから9月4日に学校給食センターの運営委員会を開催させていただきまして、委員の皆さんからも計画案に対するご意見をいただいておりますが、その際に出た意見といたしましては、アレルギー食の関係が二、三出ておりました、アレルギー食の献立は誰がつくるんですかというふうなこと、これはもちろん栄養士がつくることになりますが、それからアレルギー食の実施によって給食費の値上げはないですかということで、アレルギー食そのものをつくることによる値上げはございませんが、全体的には検討することになるかと思っておりますので、改めてお答えしています。

それから、もう一点、やはり地場産品を学校給食にぜひ使用してほしいというふうなお話でございました。

繰り返しになりますけれども、当然なことながら子供たちに提供する学校給食ですので、やはり安全・安心を第一に考えつつ、アレルギー食の提供とか災害時の対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明のほうは以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまのご説明に対しまして、ご質問等はございませんでしょうか。

私からご質問、アレルギー食についていろいろ新聞等で幾つかの地区で、石巻市を除く幾つかの地区の他県も含めて検討をするというふうなことを聞きますけれども、これは今検討しているんでしょうけれども、見通しとしてはどうなんですか。できるという可能性と申しますか、これはどういうふうな、学校給食センター運営委員会というのにも質疑も含めてお話しただければと思ひます、見通しも含めて。お願ひします。

○学校管理課長（狩野之義君） アレルギー食の対応、提供につきましては、現在あるセンターでは、施設設備から含めまして提供は困難と申しますか、できない状況でございますので、ただ当然、これからの給食センターに求められている部分は、そういったことも当然ありますので、新しいセンターの整備の際には、先ほどちょっと説明いたしましたように、アレルギー食をつくれるそのスペースも確保してまいりたいというふうに思っておりますので、やはり新しいセンターができた暁にはアレルギー食を提供していきたいというふうに考えております。

それで、平成28年の開設当時については、いろんな準備段階もありますので、平成28年の

2学期からの予定ですけれども、その新しいセンターの受配校に対しては提供していきたいと。できれば、その2年後、平成30年度には市内全域のほうに対応していきたいというふうに思っていますけれども、ただ対応できるのが、かなりの数のアレルギーの食材がございますので、とりあえず当初は一番多い卵、2番目の乳という、その2品目で対応していきたいと。

あと、県内の状況を若干把握している段階でご説明いたしますと、やはり最近建てて整備している学校給食センターは既に対応しておるようございまして、富谷町のほうは、うちの職員でも見に行っていますが、やはりアレルギー対応食の部屋がありまして提供していると。それから、近いところではお隣の東松島市でも新しい施設ができておりますので、やはり提供しているという状況でございます。

ただ、その提供に当たっては、やはり入念な準備が必要ですので、アレルギー食を提供するそのマニュアル的なものを来年度つくって、栄養士等々をつくって行って、それで提供準備に入っていきたいというふうに思っています。

○委員長（阿部邦英君） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、私からも一ついいですか。先ほどいわゆる地場産品の学校給食への提供ということになります。これは大分前から言われているようですが、私も現場にいたころは栄養士とお話しする中で、どうして地場産品余り使わないんですかという質問をすると、価格の問題なんですね。若干どうしても高目になるということで、実施を見送っているという市や町があるんですけれども、その点については、現在どういう進行状況でしょうか。お願いします。

○学校管理課長（狩野之義君） 委員長おっしゃられるとおりで、これまでにつきましては、できるだけ使いたいというスタンスも、もちろんこれまでも持っておりましたが、やはり価格面だったりとか、あと量的なものですので、今1万3,000食をつくっておりますので、それだけの量が入るかどうかということも含めまして、ちょっと難しい部分もございましたが、今回新センターができることによって、特に魚町に新しい水産加工団地が、それぞれ企業が復活してきておりますので、新しい設備も入っておるようでございます。

例えば学校給食ですから、こういう場合は生魚を使うというのはなかなかやっぱり難しいので、すり身だったり加工品のほうがどうしても中心になってくると思いますが、現在、水産加工品を使えないかというふうなことで、水産課を通しまして市場あるいは企業と協議するとい

う場を、水産課とはもう大分協議が入っているんですが、そういった市場の関係者の方あるいは水産加工業の方と来週、再来週ぐらいには協議をしましょうというふうな段取りになっておりますので、できるだけそういった話し合いをしながら、少しでも多くの地場産品を使っていくように協議をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（阿部邦英君） はい、わかりました。ありがとうございました。

そのほかは何か。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、第35号議案（仮称）石巻東学校給食センター基本計画案については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、異議がありませんので、第35号議案については原案のとおり可決いたします。

第36号議案 石巻市多目的ふれあい交流施設管理規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 次に、第36号議案 石巻市多目的ふれあい交流施設管理規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

それでは、生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） ただいま上程されました第36号議案 石巻市多目的ふれあい交流施設管理規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本議案は、専決第13号でご報告いたしました石巻市多目的ふれあい交流施設遊楽館について指定管理者による管理ができるよう条例改正いたしましたことにあわせた規則の改正でございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の10ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の6ページをごらん願いたいと思います。

同規則中第2条第1項のただし書きを削除し、休館日前日の利用時間の延長を行い、利用者の利便性向上を図るものであります。

同規則第11条を第13条とし、第11条として指定管理者制度を導入した際には、第2条、第3条、第5条から第8条、第13条の読み替え規定を定めたものであります。

同規則中第12条は、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める様式を使用することができるよう様式の特例を定めたものであります。

次に、附則であります。附則第1項は本規則の施行を平成26年4月1日とするもので、第

2項、第3項は本規則の改正に伴う経過措置について規定したものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等がございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようですから、第36号議案については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第36号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○委員長（阿部邦英君） それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、委員方からございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、各課長方からございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いいたします。

○事務局（鈴木 憲君） 次回、10月の定例会につきましては、10月29日火曜日午後1時30分から開催する予定です。場所につきましては、本日と同じく市役所本庁舎4階、ここ庁議室となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時37分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英
署名委員 窪 木 好 文